

由良家蔵能楽関係文書目録(下)

竹本, 幹夫

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

能楽研究 : 能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

8

(開始ページ / Start Page)

111

(終了ページ / End Page)

130

(発行年 / Year)

1983-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020325>

由良家蔵能楽関係文書目録(下)

竹 本 幹 夫

三 笛頭付・唱歌付の類(追加)

10 千野流笛唱歌小三郎本 一冊

170×121mm。茶色表紙の中本。列帖装。表紙中央に「千野流」と墨書し、表紙左下に「由良小三郎(花押)」と朱書する。小三郎光武の手沢本で全体が同人筆なのであろう。花押の形が他書における小三郎のそれと若干異なるが、或は若年の頃のものであるか。片面六行書きで一貫する、清書本ともいべき片仮名書きの唱歌集。唱歌の右側に朱でゴマ点を付す。料紙楮紙。墨付五十九丁。あそび紙なし。全一〇七カ条で、僧ノ高音・女ノ高音・山伏ノ高音・真ノ高音・下ノ高音・指相ノ音取・結音取に始まって、玄笛流渡り拍子・当世之渡り拍子・ツクシ笛・平調之音取にいたる、千野流の笛の手を網羅・集成した内容。各条目は、高音、音取、その他の登場楽、序、翁の笛、曲ごとの習いの手という順序で配列され、その構成には独自の編集意識

を認めることができる。三五や九以下の笛唱歌集の構成にもそれはある程度まで投影している。また本書が内容的に3・4に先行するかどうかは疑問がある。

11 題不明笛手付唱歌集横本 一冊

124×165mm。共表紙、仮綴の横本。首部欠。料紙楮紙。墨付六十六丁。末に白紙二丁。片面十五行書き。片仮名・平仮名入りまじりの笛頭付・唱歌付。時に秘伝的記事も混入する雑然とした内容で、下高音・指相音取・高砂舞懸りに始まり、恋ノ手・盤涉出羽・鷲にいたる一七カ条。内容的には次本などに近い点もある。三七と同筆らしく、由良玄前筆なのであろう。

12 題不明笛唱歌集安永十年本 一冊

120×165mm。浅葱色表紙の横本。袋綴本。表紙見返しに、「安永十丑ノ卯月吉祥日 由良源次郎 玄貞(花押)」と朱書し、また巻末にも、「由良氏」「玄貞之印」の朱角印二種を押捺して、その左に「由良源次良 藤原玄貞」と朱書する。料紙楮紙。墨付九十三丁。片仮名書き唱歌付で片面七行書きであるが、途中

より十二三行にも行間をつめる様になる、覚え書き風の書式。下り羽・僧ノ高音・真ノ高音に始まり、伏見・佐保山神ノ序にいたる二百四カ条。末の方を中心に伝書よりの抜書を交える点は三三・五・六などと同じ。全体が玄貞筆と信じうる。

13「千野流唱歌集」天明六年本 一冊

79×131mm。灰色表紙の横本。袋綴本。表紙中央の題記の下に、「由良氏」と墨書。巻末に「天明六年七月日 由良源蔵(花押)(不明角印)」とある。全体がこの年二月に源次郎から源蔵に改めた玄貞の筆であろう。料紙楮紙。冒頭に白紙四丁。墨付四十丁の後、白紙二丁を隔てて墨付五丁。さらに白紙一丁の後、墨付三丁(最終丁は署名のみ)。末にはあそび紙なし。片面十六行書きの片仮名書き唱歌付で、前半部は謹書するが、途中から乱雑な書体になる。本体というべき墨付四十丁の分は、指相音取・結音取・草音取に始まり、狂言神楽・同カツコ・同ラクアミにいたる一五二カ条で、三九の第130条までの分にはほぼ相当する内容。その次の白紙二丁目の裏から、「幸流小鼓秘伝之定々覚之分書写」として、乱以下、狂言末社ノ舞心得ノ事までの九カ条があり、白紙一丁をへだてた二丁目の裏から、「千野流一管 文化元年子ノ十一月廿一日 御奥にて一管御望右之ノ付出候様との儀にて御奥江書出シ趣ノノ扣へ」とある名寄せと、「秘伝ノ笛」と題して一越音取以下、神道津島までの四十カ条を記す名目があつて署名となるが、署名の裏面にさらに「大蔵流揉ノ段道筋覚」と題する覚え書きを記す。「幸流小鼓秘伝之定々」以下が文化元年以後の増補であろう。

14題不明笛頭付集中本 一冊

170×123mm。共表紙の仮綴中本。料紙楮紙。墨付五十七丁、うち目録二丁。末に白紙七丁。奥書等なく、筆者不明。行数は不定で片面九十一行書き(第一丁表は十行)。平仮名書きの曲ごとの笛頭付集。一つ書きで詞章を部分的に引用し、続けて笛の手の名を注記する形式。所収曲は三二の下冊の第50曲目以下にほぼ一致するが出入もあり、単なる抜書本ではない様である。〔所収曲〕寢覚・鶴亀・西王母・大社・久世戸・雲雀山・木賊・桧垣・鸚鵡小町・景清・巻絹・松虫・現在鶴・橋弁慶・葛城・鐘引・昭君・六浦・右近・是界・東方朔・絵馬・室君。

15「番笛集」豆本 一冊

61×86mm。紺色布張表紙の横型の豆本。題簽に「番笛集」と題記。袋綴本。料紙楮紙。墨付十三丁。奥書に「秘極之笛相伝ノ不残仕候事ノ文政五年ノ午ノ春習之」とある。小源太貞俊筆か。表紙見返しに目録があり、「盤渉楽・乱・豊後下羽・鷺」と記すが、豊後下り羽の分は本文に見えない。片面六行書き。片仮名書きの笛唱歌付。

四 史料その他

1 異本紉河原勸進申楽記 大判一枚

546×1138mm。厚手の鳥の子料紙に両面書き。肩鉤等朱書き。三日目の番組と奥書とが裏面の分。『群書類従』所収本と兄弟関係にある転写本。『群書類従』所収本とは相互に若干の出入りがあるが、「梶井殿」を「近井殿」と誤まる点などを除き、おおむね由良家本の方が善本である。とくに「棧敷地わりの事」として、「舞台の有所を／分別して間中ほどに／いを一ツうち／長サ十一間之繩をくひにゆひ付廻へ／引廻それに四方へ繩を右のことく輪廻テ／座敷をめん／に打也」云々との記事は、由良家本独自の記述として貴重。音阿や三良大良の配役を示す注記も『群書類従』所収本とは異同がある。牛尾重親(玄笛)の自筆ではなく、その転写本。〔奥書〕「於天下御棧敷論など御座候時右之引付にて相証申なり／天□拾一年五月廿日 牛尾彦左衛門尉重親／宍戸善兵衛殿／由良瀬兵衛殿江渡之」。

2 「能之図式書抜」 一冊

138×205mm。茶色表紙の横本。袋綴本。表紙等に題記がなく、本の小口(地の部分)に「能之図式書抜 全」と墨書。料紙楮紙。墨付五十八丁。あそび紙、冒頭に一丁、末に二丁。元禄十年刊行の能の解説書である『能之図式』からの抄写本。巻三の第五丁を欠く落丁本からの転写。裏表紙見返しに「享保十九年七月二〇〇〇」とあって墨滅する。十三郎光久の筆写本であろうか。

3 「目録巻物次第」 一巻

紙高148mm。未装卷子本。内題のみあり。料紙楮紙。大巻物四点四卷、小巻物十七点二十二卷、とど本書物八点九冊にのぼる家伝の秘書の目録。免許皆伝にともなう相伝書目の目録である。未装卷子本の分は原則として含まれておらず、また「反古うら書」とあるのが何に相当するか不明。全体が半右衛門信久筆。〔奥書〕「右之書物不殘此度貴殿江／引渡申候間随分御秘蔵／専候以上／天明三卯六月日 由良半右衛門(花押)／由良源次郎殿」

4 「千野流笛目録」 天明二年筆 一冊

123×164mm。共表紙仮綴横本。表紙中央の題記の左下に「此主由良玄貞」と署名。裏表紙に「天明壬／寅ノ極月吉日書」とある。内題「笛目録」。一つ書きで片面七行。料紙楮紙。墨付十八丁。笛の手や習事の名目を二四三カ条に列記したもので、由良家の笛唱歌付の全内容にほぼ対応し、由良流の秘伝の概容を知るのに有用。〔内容〕指相音取。結音取。草之音取。修羅音取。葛之音取。真之音取。物着之音取。同真草共ニ。恋之音取。山之端之音取。平調之音取。一越之音取。五調子之音取。継音取。双調之音取。双調三重音取。双調之音帰リ。盤渉之音取。下之高音。僧之高音。真之高音。女之高音。山伏之高音。翔之笛。祈之笛。出羽之笛。祝言之笛。修羅ノ翔。色絵之笛。短冊之笛。序之舞。同四ツノ掛リ。辻笛。山越谷越笛。下リ羽。同豊後下羽。真ノ来序。草ノ来序。早笛。同本ノ早笛。大癒。舞働。羯鼓。神楽。同三色掛リ。楽。神躰之舞。ツクシ笛。狂言乱序。

狂言舞。狂言神楽。狂言湯立。狂言羯鼓。狂言シヤキリ。狂言
 楽阿弥ノ笛。津嶋笛。双調ノ海道下リ。神之序。真ノ神之序。
 紅梅之序。松風之掛リ。同破ノ舞懸リ。湯谷之懸リ。同觀世掛
 リ。同膝行之留。野宮合掌留之事。江口一声之事。楊貴妃之事。
 楽四段目過テ地ノ内モチリ。序舞初段手。玄笛流渡リ拍子。当
 世渡リ拍子。真ノ一声。上リ僧下リ僧之事。高砂舞之掛リ。男
 舞之事。男舞羽懸リ事。黄涉早舞。熊竹ノ手。神楽二三段ノ間
 吹手。神楽羯鼓一官吹様。神楽初段ノ手。神楽ミシカクスル手。
 早笛手。誓願寺出羽笛。同式段目手。名乗笛。同三通。遊谷ノ
 名乗笛。真ノ六ノ下。草ノ六ノ下。下無ノ六下。小手ノ六下。
 序無シ神楽五段之時手。角田川翔。二人猩々之事。神楽初段二
 段ノ手。かり衣色ノ事。野宮破懸リ。盛久之掛リ真草共ニ。安宅之
 懸リ。祝言留。船弁慶早笛掛リ。紅葉狩二段目之事。紅葉狩早
 笛有之時之事。国栖下リ羽之事。海士之掛リ。同段掛リ。融之
 掛リ。同笏ノ舞真草共ニ。盤涉出羽笛。藤栄羯鼓一拍子掛。盤涉
 序舞。盤涉ノ早舞。盤涉ノ楽。室君神楽。絵馬神楽。道明寺楽。
 同笏拍子事。唐船楽之事。富士太鼓楽之懸リ。同愁掛リ真草。
 邯鄲楽掛リ。同栄花之掛リ真草。同十二段之楽之事。女中方笛
 御所望之事。花見之笛吹様事。神前仏前之笛。祝言之囃子。三
 輪龍田太鼓打出会詞（アツクイ）。新宅移徙之笛。嫁取聳取之笛。舟中之囃
 子ノ笛。暇乞之笛。鳥頭之翔之事。弔ノ笛。せん法ノ笛。序舞
 三段モチリ。高砂すゝシメノ手。雨中夜中ノ能之事。一調二氣
 三声事。甲由田申打タル博奕事。二人静初段ノ手。四季之事。太
 鼓事初段手。五音之事。宮商角綴羽事。十二調子之事。王相死

因老之事。軍中ノ笛。貴人上中下笛渡シ様。新宅移徙之座付拍子
 之事。海士融二段返シ事。式三番。同四日目迄之事。礼脇之事。
 開口ノ笛。同半開口。翁無キ時座付笛。ひゝき手。夫婦小手。
 高砂中入会詞。クリユリ笛。クリ笛。巻頭巻軸事。左リくり右
 くり之事。同左リ付序右付序事。三光ひ声之事。山姥ノ事。一
 丁一管之事。はるちめるち事。寒天温天之事。獅子ノ手二通。
 曉笛稽古事。本之序。江口楊貴妃初段之手。自然居士舞手。甲
 之掛リ。当麻芭蕉中入会詞。天人之序。菩薩之序。同初段手二
 様。経政出羽吹様三通。清経出羽。同真草行。井筒三足半。船
 弁慶初段手。平調返リ。延年舞。西行桜序二通。白拍子笛真草。
 杜若白拍子笛。笛陰陽之事。調子うつし事。双調之舞。双調神
 楽。神道神楽七五三序。同太鼓打出シ事。恋ノ手二通。乱之内四
 段より五段間手。乱。同ひ声掛リ。同楽屋より乱足之事。獅子。
 同序。同□ル足之事。同望月之獅子。盤涉序舞初段手。野宮楊
 貴妃初段手。木賊序。同乱之舞之懸リ引取序。薨ノ序。同花ノ
 紐解之事。盤涉高ね。松垣。同觀世方蘭拍子事。姨捨ノ序。八
 □くり様之事。遊女之序。葛城之序。定家置鼓之内より次第大
 鼓付様事。同紐解。袖神楽之事。石塔之囃子之事。六道之囃子
 之事。道成寺。同乱拍子。同舞掛リ。同舞之内ひ声之事。鸚鵡
 小町。東南西北心得之事。卒度婆小町。同物着之事。同位之翔
 之事。同大小入逆頭事。関寺小町。同舞ノ内休之内事。同觀世
 方之事。鷺之笛。布衣舞真草。はゆふの出羽。カンノ懸リ。カ
 ンニ懸ル。

120×330 mm。共表紙仮綴横本。表紙中央の題記の左下に「由良氏」と墨書。片面十行書き。料紙楮紙。墨付六丁。喜多流公認の版行謡本である安永版(内組)百五十番と文化版(外組)四十五番の曲名名寄。末に「惣数百九拾五番／右喜多流儀之諷」とある。新左衛門玄貞筆か。

5「謡名目録」 一冊

150×230 mm。共表紙仮綴横本。片面十一行書き。料紙楮紙。墨付六丁。版本の観世流謡五百番の曲名名寄。但し、落丁のため、最末の通称五百番本の分、第十三冊目の途中以下の曲名を欠く。筆者不明。

7「御用勤諸控」上下 二冊

上冊は127×331 mm。共表紙の仮綴横本で、表紙中央の題記の左下に「由良氏」とある。料紙楮紙。墨付一一二丁。片面行数不定。末に「上巻／安永六年酉ノ年より／文化七年午ノ年ニ止ルノ年曆」とあり、赤色の貼紙に「天明四辰ノ二月より／翁頭取ノ当帳ニテ十五度」という。下冊は245×166 mm。共表紙仮綴半紙本。表紙中央に「従文化七年午五月御初入国／斉熙公御代御用勤諸控 下」と題記し、その左下に「由良玄貞記」とある。ほぼ片面七〜十行。料紙楮紙。墨付一〇四丁。いずれも由良玄貞自筆の演能記録で、玄貞十二歳の安永六年以後、重就・治親・斉房三代の藩主の入国中の公的演能記録を中心とする上冊、同じく文化七年五月から文政七年四月にいたる藩主斉熙五カ度入国中の分が下冊である。記述はきわめて詳細で、各催しごとの番組・配役はもとより、それに前後する役者各家の養子改廃や御

目見え、諸願と通達、恩賞、その他の諸式に関する公式文書の写し等々を含む網羅的内容で、江戸後期における毛利藩の演能状況をほぼ把握できる点が貴重。なお、上冊の末の貼紙に「翁頭取」とは、翁の笛を勤めることの笛方での称であるらしく、名譽の大役とされていたようである。

五 書付・文書類

(甲) 冊子本・歴代文書

1 代々の免状貼り交ぜ 一巻

紙高325 mmの卷子本。紺表紙。長形題簽に「代々の免状」と題記がある。表紙裏打と本紙の天地とは金欄。本紙に、鳥の子、又は楮紙の、以下に記す十一枚の印可状を伴う返起請文を貼り交ぜ。次本や二1・2とともに、由良家の根本伝書。

(a) 262×344 mm。天文廿二年二月廿六日付牛尾小五郎宛千野与一左衛門尉親久返起請文。「笛之儀従執心不浅相伝／申候無聊尔方へ者可有御／指南候一色も於残申者／笛之冥加つき可申候／日本国中大小神祇多年／信仰之法花経も御照覧／候へ偽申儀無候仍起請文／如件／天文廿貳年二月廿六日 千野与一左衛門尉 親久(花押)／牛尾小五郎殿参」。二3の千野の奥書が本文書と同年月日。他の表装卷子本の伝書の年記は、すべて「天文廿年二月廿六日」で年のみが異なり、やや不自然さを感じさせる。二4の解説を参照のこと。

(b) 183×225 mm。天正三年十月吉日付宍戸善兵衛宛牛尾彦左衛門入道玄笛返起請文。「千野殿ヨリ拙者江相続之免／状御披見之前

三候笛一通之儀無殘相伝之所者無偽以起請申渡候弥々為堅如此ノ渡進之候右之分ニ^(おめてハカ)□□□□ノ諸神諸仏にかけて少も偽無之者也 以上ノ天正三年 十日吉日 牛尾彦左衛門入道 玄笛(花押)ノ宍戸善兵衛殿」。

(c) 264×398 mm。寛永二年十一月十三日付村尾長左衛門宛宍戸伯耆守玄劉免状証文。「千野流之笛御執心不浅寄ノ心於斯道依遭景慕予從ノ玄笛相伝之通不殘令伝授ノ印可令進入畢多年無間ノ断有切琢而知心道被獲ノ手術故今以秘伝之書物殊ノ從千野對玄笛免状予相統ノ之所則御方連続之一家之ノ可為骨脉者也自今以後於ノ累望之仁者可為教誨而已ノ仍免状証文如件ノ寛永二年十一月十三日 宍戸伯耆守 玄劉(花押)ノ村尾長左衛門殿」。

(d) 181×681 mm。寛永十三年二月廿三日付村尾半右衛門尉宛村尾長左衛門尉就富返起請文。「御方之儀数年笛御ノ執心付從千野与一左衛門尉ノ牛尾玄笛江相伝之所ノ宍戸伯州入道玄劉老ノ江從玄笛御伝候前ノ少茂無殘我等江御伝受候笛条々一色茂不ノ殘御方江相伝仕候其ノ上書物已下茂迷不殘ノ渡申候涯分御嗜尤ノ候已来御手前江執ノ心之方候者笛之器用ノ其身之心掛氣迄被見ノ合能堅ヲ成相伝可ノ有之候事肝要ニ候ノ右於偽者日本国中ノ大小之神祇愛宕白ノ山別而者氏神茂御ノ照覽候ヘ少茂殘儀ノ無之候仍起請文ノ如件ノ寛永十三年 二月廿三日 村尾長左衛門尉 就富(花押)ノ村尾半右衛門尉殿」。

(e) 256×481 mm。寛文拾三年九月六日付岸田長九郎宛村尾半右衛門就延返起請文。「千野流之笛根本無類之依為流儀我等江ノ笛之手次仕立候様ニ与從公儀就被仰渡ノ鑑其人ノ深志候処ニ御方数

年執心不浅」云々と、以下(d)と同趣旨の文言が続く。

(f) 256×775 mm。元禄十丁丑年五月十九日付由良小三郎宛改村尾由良半右衛門尉就延入道入知返起請文。岸田長九郎笛役御免につき、毛利吉広の公命により小三郎に相統の上、由良と改名すべきこと等を記した後、(d)(e)とほぼ同趣旨の文言が続く。

(g) 256×459 mm。正徳四年甲午十一月吉辰付由良孫三郎宛由良小三郎光武返起請文。(e)とほぼ同内容・同形式。以下(k)までの分もすべてこれにほぼ同じである。

(h) 256×415 mm。享保九齒甲辰九月吉日由良重三郎宛由良孫三郎貞返起請文。

(i) 256×497 mm。安永弍巳三月吉日付由良常八宛由良正右衛門光久返起請文。

(j) 280×545 mm。天明三卯ノ六月吉日付由良源次郎宛由良半右衛門信久返起請文。

(k) 273×389 mm。文政四年己六月吉日由良小源太宛由良新左衛門玄貞返起請文。

右の中、(e)以下は、印可状と返起請の神文とをはっきり二分する書式。ただし、印可状と返起請とを兼ねる点では、右十一点の文書に相違はない。(c)の末に本文とは別筆で「ヒヤラク調置者也」とあり、(d)の末にも「表具後ニ仕タス也」、また(e)の末にも「表具後ニ調也」とある。そして(d)と(e)との分は同筆であるらしい。次本の(a)(b)(c)にも、右三種の書き入れとまったく同文の書き入れが存在する。本書と次本とがほぼ対応する関係にあることを考えあわせると、本書の(a)

(b)(c)と次本の(a)、本書の(d)と次本の(b)、本書の(e)と次本の(c)とは、それぞれ同じ時期に表装されたことが想像される。すなわち、村尾長左衛門の時代にまず最初に表装が施され、次代の半右衛門の代になり二度にわたって表装が加えられ、以後、歴代の文書が継ぎ足されていったものであろう。

2 御判物并印可状貼り交ぜ 一卷

紙高325mm。1と同装の卷子本。長形題簽に「御判物并印可状」と題記。本紙に、以下の九枚の楮紙または鳥の子料紙の文書を貼り交ぜ。(a)が「御判物」に、(b)以下が「印可状」に相当するのであろうが、(b)以下は印可状というよりは、相伝の伝書の添状にあたる内容。前本の(d)以下と本書の(b)以下とが互に対応する関係にある。

(a)紙幅460mm。十一月廿七日付玄劉宛毛利秀就書状。「玄笛相伝之一軸／祝着候随分可令／秘藏候猶重而可申聞候／かしく／十一月廿七日(秀就花押)／玄劉」。前本(c)と同文同筆の書き入れ「ヒヤヲク調置者也」とあり。

(b)紙幅623mm。寛永十五年九月十五日付村尾半右衛門宛村尾長左衛門入休茂相伝添状。「千野与一左衛門殿より牛尾玄笛老江／印可免之卷物宍戸伯耆入玄劉へ／被相渡候此卷物之奥書從玄劉老／被^(属カ)□我等具ニ入念本望至極之／文書不浅候然者殿様此段被／聞召余稀なる儀と候て表具等／仕置可申之通被仰付任御意表／具まで仕置候然勉御手前数年／笛執心無比類候左候へハ笛仕出之所者／不及申習其外不残頓ニ引渡印可／出申候付而此一巻をも則御方江渡進／之候右之様余無類事候付而一人相伝／之事

候条於已来從其方被渡置弟子／於有之者笛之手柄其上其身之執／心器用其外相揃候者能々念を入渡／置可被申候其内々所随分御秘藏尤ニ候／為其添状仕進之候者也／寛永十五年 九月十五日 村尾長左衛門入 休茂(花押)／村尾半右衛門殿。前本(d)と同筆の書き入れ「表具後仕タス也」とあり。前本(d)とは二年半の開きがある。書物の相伝が終了したのが寛永十五年なのであろうか。なお(c)以下は大略本文書と同趣旨。

(c)紙幅425mm。寛文拾三年九月六日付岸田長九郎宛村尾半右衛門就延相伝添状。前本(e)と同筆・同文の書き入れあり。

(d)紙幅643mm。元禄十丁丑年五月十九日付由良小三郎宛由良半右衛門就延入道入知相伝添状。

(e)紙幅480mm。正徳四年甲午十一月吉日付由良孫三郎宛由良小三郎光武相伝添状。

(f)紙幅293mm。享保九年甲辰九月吉日付由良重三郎宛由良孫三郎真真相伝添状。

(g)紙幅326mm。安永二巳三月吉日付由良常八宛由良正右衛門光久相伝添状。

(h)紙幅407mm。天明三卯六月吉日付由良源次郎宛由良半右衛門信久相伝添状。

(i)紙幅356mm。文政四年巳之六月吉祥日付由良小源太宛由良新左衛門玄真相伝添状。

3 玄笛借用手形 七通一袋

「玄笛手形入」と墨書した袋入り。「玄笛」とは由良家伝来の笛の銘。本来は宍戸玄劉所持の品であったが、流祖瀬兵衛に譲渡

された。二代就延が高村権之介なる弟子に譲ったが、権之介は笛役御免となり、笛は藩の宝蔵に没収となった。就延養子の小三郎の代となり、玄笛借用の儀を願ひ出て許され、以後歴代当主は、宝蔵よりの借用の名目で玄笛を伝領したが、宝蔵の在庫改めの都度玄笛は一時返納され、改めて願書を提出せねばならなかった。借用許可を受けて提出する玄笛借用証書がこの手形である。玄笛とその付属品一式(筒・袋・不洗・箱)との品目・点数・形状を記した上で、玄笛借用の由来を述べ、上命あれば直ちに返納する由を誓約する内容で、文言はほぼ類型化されている。宛先はいずれも宝蔵の役人。以下の七通が現存。なお、玄笛は現在、筒・袋・箱とともに由良家に伝存する。

- (a) 244 × 407 mm。元文三年ノ九月六日付熊野右中宛由良勝右衛門手形。
- (b) 254 × 895 mm。安永三年二月六日付小野又右衛門・三戸小右衛門宛由良常八手形。(c)の資料となる新左衛門の付箋を貼付。
- (c) 253 × 906 mm。享和二年戊二月八日付来嶋与左衛門・江川権左衛門宛由良新左衛門手形。
- (d) 299 × 916 mm。文化十年酉ノ四月五日付周田重兵衛・南作右衛門・堀八郎右衛門宛由良新左衛門手形。
- (e) 252 × 815 mm。文政八年酉ノ六月八日付河村十兵衛・中村忠右衛門宛由良新左衛門手形。
- (f) 284 × 773 mm。天保六年未ノ三月廿七日付吉田甚兵衛・作間源左衛門宛由良新左衛門手形。
- (g) 383 × 747 mm。弘化二年己ノ六月廿一日付岡本弥左衛門・神本善

兵衛・松原弥平宛由良小源太手形。

4 「千野流諸国分布神文」 七通一袋

幕府や諸大名家扶持の笛役者よりの、大半は入門に際しての神文。誓約内容を記した紙に午王誓紙を貼付し、神文を記す書式のものが多い。「千野流諸国分布神文」と大書した袋入り。

- (a) 306 × 432 mm・214 × 258 mm(神文)。慶長十八年三月八日付宍戸玄劉・由良瀬兵衛宛森田正兵衛神文。「神文前書之事ノ一、今度御当地罷下玄笛流之ノ笛懇望申入候処ニ被遂御分ノ別師弟之御契約申忝次第ノ奉存候事ノ一、秘極之御相伝八色実子ならてハノ伝受申間敷候右之外御相伝之ノ廉々毛頭妄ニ仕間敷候事ノ一、無御免而師匠取替申間敷候事ノ付此流儀至末代迄疎鹿ニ仕せノ間敷候此流之名を替貴公様ノ方御相伝ニて者無之なトノ偽かましき事一円申間敷候事ノ右於偽申上者ノ上者梵天帝釈四大天王総ノ日本六拾余州大小之神祇ノ八幡大菩薩春日大明神ノ愛宕白山殊氏神明可罷ノ蒙御罰者也仍起請文ノ如件ノ慶長十八年三月八日 森田正兵衛(花押)^(光吉)ノ宍戸玄劉様ノ由良瀬兵衛様」。
- 『近代四座役者目録』に、「森田長蔵 後、庄兵衛」として、「宍戸善兵衛ニ、西国へ下り笛ヲ習、笛達者ニ吹」というのがこの正兵衛であろう。慶長十八年当時はまだ十六七歳であったらしい。
- (b) 306 × 552 mm。寛永十六年六月十八日付村尾意安宛森田庄兵衛神文。「起請文前書之事ノ一、玄笛流之笛一通依致ノ執心御相伝不浅奉存候ノ一、無御免儀師匠取替申ノ間しく候事ノ一、今度之御下りニハ心静ニ御相伝之儀別而ノ忝ノ大慶いたし候此

厚恩ハ／縦何国ニ罷在候とも忘却／仕間舖候事／右於偽申者／梵天帝釈四大天皇惣而日本／国中大小之神祇春日大明神／八幡大菩薩愛宕白山摩利／支尊天殊に氏神明可罷蒙／御罰者也仍起請文如件／寛永十六年 六月十八日 森田庄兵衛(花押)／村尾意安様」。庄兵衛は光吉の後嗣で貞享三年没の光時(法名休音)。秘伝相伝に伴なう神文。

(c) 265×360 mm。慶安三年寅ノ二月廿七日付村尾半右衛門宛宮川伝左衛門神文。伝左衛門の本名、判読不能。紙背に「安藤右京殿御内／宮川伝左衛門」と注し、かつ「御在城／美濃国加納城主／安藤右京亮／六万五千石」と記した付箋を貼付。

(d) 309×256 mm・218×300 mm(神文) 明暦元年未ノ十一月二日付村尾半右衛門宛吉沢勘兵衛神文。紙背冒頭に「越前但馬守家中」と注記。但馬守は結城秀康六男で越前大野を領した松平直良。

(e) 301×436 mm・271×389 mm(神文)。文政五年之九月廿八日付由良新左衛門宛瀬川権助恵成神文。

(f) 302×446 mm。文政六年癸未六月廿四日付由良新左衛門宛瀬川権助恵成神文。

両通とも紙背に「岩国家中瀬川権助」とある。吉川家扶持の笛方。(e)は入門に際しての神文、(f)は皆伝に伴なう神文。

(g) 300×443 mm・284×408 mm(神文)。天保十二丑之十一月七日付由良小源太宛瀬川八百助成美神文。八百助は権助嫡男。岩国吉川家扶持の笛役者。

5「千野流毛利家臣神文」 十四通一袋
袋の上面に題記。毛利家臣の入門・相伝に際しての神文。その

多くは毛利内匠(右田毛利氏)家中の者で、(c)(d)(g)(h)(j)(k)の神文筆者六名は確実に内匠家中、(l)(m)の筆者二名もその可能性が強い。(c)(d)に「私儀旦那ヨリ被頼頼笛之御弟子相成」とあるが、この両例のみならず、右八例の多くは主命によって笛を稽古したものものではなからうか。毛利内匠家が藩の公的演能に際しいかなる役割をはたしたのか不明であるが、四七などによれば、藩の公的な笛役者の一人であった由良新左衛門(源藏)は、後見又は急場の代役が必要となった場合、一時的な御雇として毛利内匠家中の弟子の起用を願い出ることが多かったようである。この関係は或は伝統的なものであり、毛利内匠家中の由良流弟子は、由良家歴代の後見役の御雇役者として、とくに由良家と深いつながりがあったのかもしれない。以下、各点ごとに記す。

(a) 268×431 mm・240×315 mm(神文)。寛文拾年五月廿一日付村尾半右衛門宛野村佐次右衛門神文。野村は五10(i)に名が見える弟子。十二歳の時より入門の由をいう。秘伝一通りを相伝されるに先立っての神文。

(b) 237×324 mm・283×105 mm(神文)。元禄拾貳年三月十五日付由良小三郎宛野原伝次郎神文。野原は伝不明。

(c) 298×452 mm・242×341 mm(神文)。元禄拾五年歳十月廿五日付由良入智・同故三郎宛村上助次郎神文。紙背冒頭に「毛利内匠内村上助次郎」とあり。

(d) 343×376 mm・243×322 mm(神文)。宝暦五亥年八月廿六日付由良庄右衛門宛村上清兵衛神文。(c)同様「毛利内匠内」と注記。清

兵衛は助次郎後嗣か。

(e) 303 × 359 mm・253 × 313 mm(神文)。宝曆十一巳十月廿七日付由良正右衛門宛内藤次郎八神文。宛名は286 × 81 mmの別紙を継ぐ。次郎八は正右衛門女婿の玄前(はるちか)。森田流笛役として毛利藩御雇の身分であったが、同年流儀替を命ぜられ、正右衛門弟子に仰せ付けられた(五六)。その時の神文。

(f) 254 × 291 mm・245 × 332 mm(神文)。宝曆十四年申五月廿一日付由良正右衛門宛内藤次郎八神文。秘事相伝に際しての神文。二35の白拍子秘伝(同年三月相伝)についての起請も含む。宛名は256 × 73 mmの別紙を継ぐ。

(g) 280 × 405 mm・252 × 331 mm(神文)。天明七未之八月十二日付由良源藏宛永野弥右衛門神文。永野は毛利内匠家中。天明八年九月の毛利治親入国祝儀能に源藏の後見を勧めた由、四7に見える。

(h) 323 × 442 mm・241 × 343 mm(神文)。天明八年戊申四月十八日付由良源藏宛若月寛助神文。(c)同様「毛利内匠内」と注記。

(i) 298 × 452 mm。寛政元酉三月十五日付由良源藏宛納屋新平□□神文。新平は、文化二年二月の氷上山御能に源藏父子出張の際の山口の宿所「納屋故平所」(四7)の納屋と同族か。伝不明。

(j) 298 × 393 mm・238 × 330 mm(神文)。文化四卯之十一月廿一日付由良新左衛門宛世良渚神文。(c)同様に「毛利内匠内」と注記。世良は、文化六、七兩年の氷上山御能に、御雇として出勤、祝言能の代勤や新左衛門後見を勤む(四7)。

(k) 300 × 428 mm・238 × 333 mm(神文)。文化四卯之十一月廿一日付由良新左衛門宛清水良作神文。(c)同様に「毛利内匠内」と注記。

文化七年から同十二年の間、度々、祝言能等の代勤や新左衛門後見を勤む。文政二年の氷上山御能に、御雇として由良小源太の後見を勤めた「内匠殿家来清水源左衛門」も、良作と同人であろうか(四7)。良作の本名判読不能。

(l) 298 × 451 mm・253 × 316 mm(神文)。天保七申歳四月廿一日由良新左衛門・同小源太宛村上大三郎(ママ)為神文。村上は先祖代々由良流の弟子であったのが一時断絶していたこと、大三郎は、新左衛門より主家への言上により、右田にて由良弟子筋の清水源左衛門方で稽古していたこと等が見える。(c)(d)の助次郎・清兵衛が大三郎の先祖にあたるのである。大三郎も内匠家中か。

(m) 有富友左右衛門神文包紙。「毛利内匠内」と注記。神文自体は散佚。寛政五年の氷上山御能に源藏の後見を勤めた内匠家来の有富弾藏はこの友左右衛門のことらしく、寛政八年以後、文化八年の間、友左右衛門の名でしばしば新左衛門の後見を勤めている(四7)。文化七八年の頃を境に、新左衛門父子の後見役の御雇役者が、この有富から(k)の清水良作にかわっているのが注意される。

(n) 242 × 353 mm。神文前書書式見本。「神文前書之事」として一つ書き三カ条の誓約内容を記し、その末に「縦是午王／神文／年号月日 何某血判／由良何某殿」とあって終わる。

6 「略系并伝書御書付扣」 一冊

287 × 208 mm。共表紙仮綴大本。料紙楮紙。墨付表紙とも六丁。題記の右肩に「扣」とあり、左下に「由良源次郎」とある。また奥書に「右私家略系并伝書御書付／前書之通ニ御座候此外自他

之ノ御判物御奉書等一切所持不仕候ノ自是以前之儀者内藤十郎右衛門春撰ノ方より差出候已上ノ寛保三年二月 内藤源次郎」とある。春撰は大組所屬の藩士で、家祖道和の本家筋。道加以下規貞までの三代の系図・由緒書に、元祖の条と玄前・玄貞系図とを増補したもの。寛保三年に規貞が藩に提出した『内藤源次郎規貞略系并伝書御書付』(原本は山口県文書館毛利家文庫蔵〔譜録な36〕に現存)の控えが本書の原態で、玄貞が由良源次郎から源蔵へ改名する天明六年前後に増補したものであろうか。増補部分に源蔵の名が見える。また新左衛門を名乗る寛政十二年以降の書き込みもある。家祖以下三代の分は規貞筆なのであろう。由良家には新左衛門玄貞の実家である内藤家の系図のみが伝えられ、瀬兵衛以来の由良家系図は伝存しない。内藤家は玄貞の父玄前代より由良と改称し、玄前父子は別家として由良正右衛門父子より芸事を伝領したが、由良両家の間には師資相承の關係のみで養子縁組は行われなかった。玄前は正右衛門女婿であったが智養子というわけではなかったらしい。ために芸事關係の伝書のみが伝来する結果となったわけである。

7 「略系并伝書御書附覚」 一冊

169×123mm。共表紙仮綴中本。料紙楮紙。墨付十五丁。表紙中央に題記。その左下に「由良源次郎〔玄貞角印〕」とある。6に依りながらも一部を整理し、また玄前由緒書と玄貞の十五歳までの事績とを増補。後人が武之進貞勝・貞教兄弟の分まで系図を書き継ぐ。

8 「藤原姓内藤玄貞家系図書」 一冊

241×168mm。共表紙仮綴半紙本。料紙楮紙。墨付七丁。末に白紙二丁。末の三丁分は別料紙。第五丁以降の分は近代の増補。前本にもとづく系図の分のみの一冊で、「由良家系譜」と大書した袋入り。現当主信一氏御一家の分までを記す。

9 「天明式ねん御家頼中分限帳」 一冊

127×300mm。共表紙仮綴大福帳本。料紙楮紙。墨付九十三丁。表紙に「由良氏」と署名。玄貞の時代の毛利家内の分限帳。片面十五行で、イロハ別に家臣名を列記し、石高と所屬とを記す。ちなみに由良両家の分は「三拾石 由良半右衛門遠」「三拾八石 由良源蔵（小源太寺役）」とある。

10 「御断書付并御奉書」 一冊

244×174mm。共表紙仮綴大本。料紙楮紙。墨付二十六丁。付箋・墨滅等がある。片面行数不定。共表紙に「延享式乙丑ノ正月日ノ御断書付并御奉書ノ弟子名付之控ノ由良庄右衛門光久」とある。一連の上呈奉書の覚書の集成。ただし、延享二年の文書の写しはない。笛役を家業とすることを名目的に免除されることと両刀御免とを願ひ出た内容。(g)以下三通はその主張の根拠となるべき証拠書類の写し。内容別に記す。

(a) 申ノ正月廿一日付山田新右衛門・赤川勘解由宛由良庄右衛門訴状案

(b) 天野喜右衛門宛閏七月付由良庄右衛門願書扣

(c) 申ノ十二月九日付天野喜右衛門宛由良庄右衛門覚書扣

右三点は元文五年の頃のものが。

(d) 酉ノ正月十八日付由良庄右衛門覚書扣

(e) 成ノ四月廿日付天野喜右衛門宛由良庄右衛門覚書扣
 (f) 「子ノ十二月ニ両頭衆へ御内々ニ而申入候控」

右三点は、寛保元・同二・延享元年の分であろう。

(g) 元禄十年閏二月廿七日付「小三郎養子之御奉書之写」

(h) 宝永八年二月廿五日付「孫三郎統目之御奉書之写」

(i) 年不明十二月付由良流笛の弟子名寄

(j) 申ノ十一月廿八日付「殿様初御入国差出候書付之控」

宝曆二年毛利重就初入国の際の上申。

(k) 「宝曆七年丑ノ三月三日差出候覚書之控」

以上の十一點、いずれも提出の事情をも併記する。

11 由良庄右衛門覚書 一冊

243 × 160 mm。共表紙仮綴大本。料紙楮紙。墨付四十一丁。題記等なし。共表紙左下に「由良庄右衛門」と署名。宝曆三年不縁となった賀養子飯田市左衛門の芸事差し止め訴訟に関する、宝曆四五年の間の一件文書の扣。免許後の不縁であったため、名目上の伝授事返還は行われたものの、市左衛門が森田流に流儀替したことによって、返還の実質的意味は失われた。そこで家伝の森田正兵衛父子神文(五4 a・b)を根拠に森田流は由良流の弟子との主張をなし、市左衛門の芸事差し止めに実効を持たせようとしたもの。由良・森田を同流とする主張に対する同藩森田流笛役山川清助の異議申し立てを招く結果となった。如上の訴訟経過を説明しながら、各当該文書の写しを掲げる内容。以下文書別に内容を示す。

(a) 宝曆四年三月十日付嶺村与右衛門宛由良庄右衛門奉書扣

(b) 孫太郎(市左衛門)芸事差し止めを命ずる下文扣

(c) 六月八日付嶺村与右衛門宛由良庄右衛門奉書扣

(d) 「神文前書之事」。五4(a)の写し。

(e) 「起請文前書之事」。五4(b)の写し。

(f) 宝曆四年七月頃、嶺村よりの下問状扣

(g) 同年十月廿八日嶺村宛「御問ヶ条之趣御答申上候事」扣

(h) 同廿八日に村上弥右衛門へ委託の関係書類六通の扣

(i) 宝曆五年四月十六日付寺社奉行よりの「御書付之写」

(j) 同年五月十七日付嶺村与右衛門宛山川清助書状扣

(k) 同年九月十六日付嶺村与右衛門宛由良庄右衛門書状扣

(l) 同年九月廿一日付嶺村与右衛門宛由良庄右衛門書状扣

(m) 八月三日付嶺村与右衛門宛庄右衛門書状扣(寺社所御能記録より転写)

六 書付・文書類

(乙) 就富・就延関係文書)

- 1 寛永二年十一月十三日付村尾長左衛門宛宍戸伯耆免状扣一通
四1(c)の写し。
- 2 三月四日付村尾宗斎葛野九郎兵衛書状 一通
308×446mm。文中、毛利綱広元服叙任のことが見える。同人が將軍家綱御前で偏諱を賜わり綱広と号し、かつ従四位下侍従に叙せられ大膳大夫を称したのは承応二年十二月十一日。その翌年の書状であろう。就富は当時七十九歳、隠居して宗斎と称す。
九郎兵衛は葛野流大鼓の祖、定利。「御同名半右衛門殿御帰国候／間令啓上候其以来ハ久／御書状も不得御意候切々／御尊申迄ニ候今程御知／行所御引込世ヲ緩々と／御暮候之由扱々御浦／山しさ書中不得申候／此世より之仏菩薩ニ候／五百八十年以後生身ノ之金仙可為と未来ノ迄之事思ひやられ／弥御浦山敷候是も若ノ内御苦身之本意ヲ／御遂候事珍重々御／長命故目出度候／一、我等事若年より今至／迄公儀当ニ而骨身ヲ／解キ生ルより死迄如此ニ候ハ、此世より地獄ニ入たる／同前ニ候しらかあたたまヲ／からけ身苦躰ニ而世ヲ／渡り候事非本意候／へ共足手之立申候内ノハ人ニ交候へハ無是非候／一、半右衛門殿と折節咄／申候種々珍敷御事共／御相伝受未来ニ上手ノ衆被居候間土産可仕／と大悦不過之候又此世ニ孫子共残候間世之形見ノニも可仕候恐惶謹言／(追書)へ猶々先可申上ヲ／大膳大夫様御官位被為成／殊御成人御公儀之りはつ／万可申様も無之御様躰／無残所目出度奉存候我等事／從長州様別而御目／被下候故一入目出度存候／然共年寄手足も不自由ニ／罷成候へハ御目見へニ伺公／仕候事も無之何事も／心ニ存候事偽罷成候定而／諸事半右衛門殿へ御物語可被成候／問書中不具候／貴老様も今一度御下／候へかし遂再顔申度候／(源カ)太事も去年より京都へ引越五月又当年も／上京仕候自然有馬／御湯治も候ハ、我等も湯治／可仕候又都をも少々／御一見可被成候昔より一入面白く候／同名小源太半右殿へ御弟子成笛／少々仕候鼓も大かたニ打申候／我等大慶不過之候／子孫大形仕立候間此上ハ茂早／身樂ニ仕度候へ共／公儀之事不任心ニ候事／不及是非候山々申度候へ共／他筆候故申残候半右殿へ／御口上ニ可被仰候已上／三月四日 葛野九郎兵衛 (判読不能) (花押)／村尾 (宗カ) 斎様。葛野九郎兵衛定利(定之)及び五・二・三・四・五については、本誌本号の山中玲子氏の報告を参照されたい。
- 3 八月廿六日付村尾意安宛葛野九郎兵衛書状扣 一通
「木村九郎左被参候間一書／令啓上候道中御無事ニ御帰候事珍重ニ奉存候／今度ハ遠路故たかいニ／緩りとはなし申候事も／無之老足不自由ニ候／へハおもふやうニ難成切々／御見廻不申上候於／御前ニ御取成可忝候／一、九郎左衛門事頼入申候万事／御引立可被下候／一、今度半右衛門殿と咄申候／能々御仕立被成候あはれ／御公儀へ出し申度候残／多事にて候色々御相／伝請申候老学不入事候／へ者すき事候一笑々／一、今ノ世の乱舞者かは／計ニ上手物知おかし候／へ共無是非事候／一、世上此道あさく成申候／事本意なき事今／観与左衛門大弥

右衛門とハ／申候へ共其外ハかほ計／にて道ニ心ハ不入候事／
 さても／おしき事共／にて候／一、昔ノ百分一執心ノ人も／
 候へかしと存候へ共身すき／計ニけいこいたし執心ハ／露も無
 之候無念成／心中共にて候山々申／度事のミ候へとも／老筆い
 とゝわけミへ／申ましく候猶□而／可申入候恐惶謹言／八月廿
 六日 葛野九郎兵衛 定之(花押)／村尾意安様 人々御中」。

4と一連の、書状二通の写しの一方で、4の末に、「前書之兩
 通葛野市郎兵衛／方より吉村源五郎を以田中／好雪自筆所持不
 仕ニ付／所望ニよつて此度源五郎／江戸罷登り候故本書／言伝
 差登せ申候扣へ前断／之通ニ候事／明和六年丑ノ四月上旬」と
 ある。本状は前状より以前の内容であるが年次不明。なお、七
 4が明和六年に本状と次状を送付した時の礼状で、その宛先の
 由良庄右衛門が兩通の書写者なのであろう。またなお、文中の
 木村九郎左衛門は、宝永三年五十五歳没の毛利藩大鼓役者木村
 九郎左衛門春次の父であらう。

4 十月四日付村尾入智宛田中好雪書状扣(3と一連)

前状と一連の扣。田中好雪は二代目九郎兵衛の養子で庄九郎定
 体。「小嶋市郎左衛門京貴札忝拜見仕候／此方よりハ市郎左急ニ
 被下候故以書状／不申上心外之至ニ御座候此度市郎左／久々ニ
 而御相对被成別而私尊／被仰出候由具ニ物かたり承候間懸／御
 目ニ申候心地仕候間一入御床敷奉存候／一円御としもよらせら
 れず御達者ニ御安楽ニ御暮し被成候由承候而珍重ニ奉存候／
 私儀者無恙罷有候へ共殊外／よハリ申候而目もかすミ書状認／
 申候事など不自由ニ罷成候而折々／以書状も不得御意日樂事迄

／細々被仰下別而忝奉存候如様(トヤ)／命ノ内懸御目申候而むかしを
 かたり／申度候としより申候へハこしかた恋しく／罷成申候江
 戸爰元にて能事など／はやり申候躰ニハ見え申候へ共私式／
 承及申候様子ニハ事かハリ候事／貴様より者私承及候義者古流
 ニ成行申候と見え候貴様御弟子衆／御座候而不殘御伝授被成
 候と申も／慮外ニ候へ共相統仕候様ニ御伝可／被成候天下ノ重
 宝と申ものニ而候／御油断ハ有御座間敷と存候私など大方失
 念仕候先可申入候を見事之／茶碗二被下ハ心入不淺忝奉存候別
 而秘藏仕候殊外見事ニ御座候／氣ニ入忝奉存候／何とぞ近年
 之ノ内被上京被成候へく候得御意度候／警足庵様より日々御状
 など被下／過分至極ニ奉存候貴様御心安ク／御かたり被成候由
 御次而之刻／能々御礼被仰上可被下候松衛門も／無事承候而満
 足仕候不相替御目／かけられ候由弥以奉頼候市郎左衛門／此度
 乍太義被參候而尤之義／其表咄し承候而珍重ニ奉存候随分／御
 長命ニ御たのしみ可被成候市郎左逗／留之間も無之あらまし御
 かたり／被成候由さやうにも可有御座候／足庵様へ被召寄候間
 緩々得御意／申候など吹調被申候間うら山しく／存事ニ御座候
 貴様御堅固之様子／承候而別而珍重ニ奉存候私義者／以之外草
 臥申候而何のたのしみも／無之死を相待候迄ニ御座候猶／市郎
 左と御尊を仕ルより可有御座候恐惶謹言／(追書)ハ猶以此方よ
 りハ御無沙汰仕候処／預御懇書候不淺忝奉存候／此後可得
 貴意候以上 五月四日 田中好雪 □□(花押)／村尾入知様
 御報」。文中の日樂は九郎兵衛定利の法名。小嶋は元禄十四年に
 六十七歳で没した毛利藩鼓役者市郎左衛門幸久か。

5 閏四月十九日付宛先不記葛野庄九郎書状 一通

紙高148mm。首部欠。「具ニ御伝□□□□申／聞候へハ被思召出候而不浅／忝存候由申候私方より相／心得候而申進候様にと／申候殊外年の寄候へ共／如被仰越候いまた役義／無恙相勉申候日樂事／迄被仰下候間別而忝／奉存候一生之内懸／御目候而年来之御物／かたり仕度候／一、吉川監物様御家来／私三けいこ被成度候由／被仰聞得其意存候／草臥ものニ罷成候而日々／けいこ承候儀も不罷／成候へ共貴様被仰下候／事申候間いかにも相心得／奉存候来月末ニ上京／可仕候間其御心得被成／御登り被成候様ニ可被仰／達候二宮源之丞殿／去年より指南仕候此節／吉川様も御上京と承候／能事申候も御覽被成候哉と／奉存候池田孫兵衛つゞみ／打上ケ申候由被仰下於私ニ／大悦此事ニ存候弥以／よろしく御取沙汰被／遣候而可被下候／一、去年於御城ニ御能ニ関寺／石橋被仰付候而玆重ニ／奉存候関寺ノ様子御／聞被成度候由御尤ニ存候／具ニ九郎兵衛相尋候間申入候／：…(以下、関寺一番之謡・児ノ舞・舞ハ大夫杖にて、の一つ書き三カ条)…／一、石橋成ほと首尾能御座候由／承候猶追付上京申候而／以書札可得貴意候恐惶／謹言／閏四月十九日葛野庄九郎 (判読不能) (花押)。本状も田中好雪のものであろう。花押の形は4の写しのそれに酷似。文中の二宮は吉川家中か。池田は享保十三年八十歳で没した毛利藩大鼓役者の孫兵衛貞正。

6 天和二壬戌八月廿日付平佐兵衛助等宛村尾半右衛門入道入智「免印可」扣 一通

扣 一通

8 元禄十丁丑ノ三月由良小三郎宛村尾改由良半右衛門尉就延入道入知返起請文章稿 一通

七 書付・文書類

(丙 庄右衛門関係文書)

- 1 (宝曆四年)六月付嶺村与右衛門宛由良庄右衛門「覚」 一通
一つ書き七カ条。森田流が由良流の弟子筋であることを主張する上申書の控え。不縁となつて森田流に流儀替えた庄右衛門養子の芸事差し止めをめぐる訴訟文書の一部。その一件書類の写しが五11。嶺村は寺社所証人。
- 2 宝曆四年七月廿三日付由良庄右衛門書付 一通
1の訴状を受けて嶺村より到来した尋問状の写し。
- 3 (宝曆五年)五月十七日山川清助覚の写し 一通
宝曆五年四月、庄右衛門勝訴により由良・森田同流と認定されたことに対する、毛利藩の森田流笛役であった清助の反論の写し。以上が養子違変に関する一件文書の控えの一部。
- 4 (明和六年)月不明六日付由良庄右衛門宛吉村源五郎遊良書状 一通
六3・4原書状を葛野方へ譲渡したことへの礼状。遊良は毛利藩大鼓役者で葛野市郎兵衛弟子として譲渡を取り次いだ人物。
- 5 明和九辰ノ八月廿九日付「御笛并相添候諸道具御宝蔵役人より仮請ニ付手形之写」 一通
宝蔵の役人である小野又右衛門・三戸小右衛門の連署で、由良

庄右衛門・石川善助宛。石川は笛取次の役人。宝蔵改めのために、玄笛及び付属品一式の返還を求める仮手形。

6 年月不記立野権右衛門宛由良正右衛門願書扣 一通

7 七月五日付立野権右衛門宛由良正右衛門願書扣 一通

6・7ともに、養子常八(後の半右衛門信久)への笛借用願の写し。玄笛伝来事情を詳説する。安永二年の隠居頃のものか。

8 年月不明檜崎源右衛門宛由良正右衛門・大中七郎右衛門連署願書扣 一通

幼少の由良貞五郎(後の新左衛門玄貞)の代役の件に関する願書の下書き。明和七八年頃のものか。檜崎は寺社組頭。

9 四月付檜崎源右衛門宛由良正右衛門「覚」 一通

由良次郎八病死以後、自らの後嗣常八への大事の相伝を優先させるべく、他の後見役の御雇役者の指南の免除を願い出た内容。安永元年頃のものか。

八 書付・文書類

(丁) 内藤源二郎・次郎八関係文書)

1 (宝暦六年)嶺村与右衛門宛内藤源二郎願書覚 一通

生活苦のため藩に借銀を依頼した文面。全体を墨滅。「子ノ年迄/四十八年ニ成」と端書にある。御雇として毛利吉広に召し出された宝永四年の四十八年後が、宝暦六年(子の年)。

2 (宝暦六年)子ノ正月日付嶺村与右衛門宛内藤源二郎覚 一通

後半を墨滅し、その分を裏面に書き直す。

3 年月筆者不記「覚」下書 一通

後半を墨滅。

4 「宝暦六子ノ暮差出候扣」 一通

5 年月不記内藤市右衛門宛内藤源二郎覚 一通

6 宝永・正徳・享保年中内藤源二郎規貞勤功書扣 一通

右の2~5はすべて御雇より譜代に召し抱えられたき旨を記した内藤源二郎規貞の上申書の下書き。いずれも宝暦六年中の文書。4は閏十一月に嶺村与右衛門宛に提出した文書の控えを、宝永八年になって同様の上申をなすに際しての下書きとして用いたらしく、後年の書入れがある。6は1~5までの文書の資料となった規貞履歴書。規貞は次郎八玄前の養父。

7 七月十日付内藤次郎八宛森田庄兵衛光広書状 一通

楽相伝の祝儀として金百疋納受の礼状。宝暦十一年の流儀替以前の、森田流笛役の御雇役者であった頃の書状。

8 九月廿二日付松本十兵衛宛内藤次郎八玄前書状扣 一通

主命により由良正右衛門弟子に申し付けられたことにつき、松本及び森田庄兵衛の了解を求める文言。松本については不明。流儀替を命ぜられた宝暦十一年の書状であろう。

9 (宝暦十一年)十二月二十六日付内藤次郎八宛蔵田勝兵衛書状 一通

次郎八流儀替に際し、森田流の伝授事都合十二通、直接相伝者である山川清助に返還するべく、確かに次郎八より請取ったことを述べる。

10 九月付三浦清兵衛宛内藤次郎八覚 一通

父源二郎同様、両刀御免を願い出た文書。由良流の伝授をす

に皆伝されたこと、明和元年にも両刀御免を一度願ひ出ていること等を述べる。明和二年以後四年以前の書状。

11 正月廿五日付内藤次郎八覚 一通

江戸への公費留学を願ひ出た内容。明和元年由良流免許皆伝の由が見える。願ひの内容はことなるもの、文面は前状(10)に酷似。その前後をわかちがたい。

12 明和五年二月七日付毛利織部宛梨羽頼母他連署折紙扣 一通

梨羽頼母・宍戸備前・益田越中・毛利伊勢・毛利内匠の連署。

御雇の笛吹内藤次郎八に御扶持方二人分、高二十五石を下給して譜代となし、寺社組へ属せしめ、由良と改姓せしめて、正右衛門ともども笛の家退転なき様勤仕すべきことを命じた内容。

13 「明和五年子ノ二月廿四日由良両家江被仰渡並直候御奉書之写シ」 一通

庄右衛門の願ひにより、同人が笛家業の名目を差除かれ、遠近付に仰せ付けられて武士としての永代の待遇を獲得したのに伴う下し文三通の写し。庄右衛門芸跡の次郎八、同じく養子常八は由良両家として笛の業退転なき様努むべきこと。庄右衛門も実質上は笛御用の仰せに従い出勤すべきこと。以上二点と前書(12)の写しとを加えた三種である。

14 (明和五年)十一月付檜崎源右衛門宛由良二郎八願書扣 一通

八6・10を資料に用いた両刀御免願書の控え。由良改姓を「当年」といい、また「当年三拾五歳」ともいう。この年齢は、系図類(五6・7・8)にいう明和六年三十九歳没とする説や、次状(15)の記事とも矛盾する。少なくとも系図の記事は誤りであ

らう。明和六年病没については、山口県文書館毛利家文庫蔵の『寺社組御意口上控』によって確認可能。

15 (明和六年)十一月十六日付山内新右衛門・宍戸大学宛由良次郎八「申上候事」 一通

病床より当時四歳の一子貞五郎(新左衛門)の家督相続を申請した願書の控え。死亡当日の日付である。文中、「私儀当年三十五歳ニ相成申候」とあり、次状(16)にもやはり三十五歳というのが注意される。

16 (明和六年)十一月十六日付由良正右衛門・大中七郎右衛門・阿川六郎右衛門「申上候事」 一通

宛先は15と同様。次郎八の死亡届と貞五郎への相続願とをしろした文書の下書き。

九 書付・文書類

(戊 新左衛門・小源太・武之進関係文書他)

【新左衛門関係書付五十一(1)51】

1 (明和八年)正月十六日付阿川六郎右衛門・由良庄右衛門連署、

由良貞五郎重病につき仮養子願扣。貞五郎は新左衛門玄貞幼名。

2 (安永元年)十二月付阿川六郎右衛門署名貞五郎仮養子願扣

3 天明辰春玄貞記「十二律伝授之図」

4 天明四年未二月付殖松庵致一房よりの状袋

5 天明四年九月付由良源二郎両刀御免の内願覚。源二郎は若名。

6 寛政四年五月五日付源蔵江戸詰に際し、家伝の秘書と玄笛との携帯に関する願書覚。源蔵は、源次郎を改めた玄貞の通名。

- 7 寛政九年二月付源蔵永代両刀御免の願書扣。
- 8 「私ノ千野流従往古流」と冒頭にあって末四字を「之笛——」
と訂正する「演説覚」。寛政九年源蔵筆の両刀御免願書案か。
- 9 寛政十一年四月由良半右衛門・中村庄右衛門連署、源次郎を源蔵の養子とすることに關する親類方願書扣。
- 10 享和元年三月付新左衛門刀御免につき「御用所江差出候扣へ」
- 11 文化七年五月付源次郎養子違変につき源次郎本人よりの願書扣
- 12 文化八年正月付新左衛門刀御免につき「勤功書差出扣へ」
- 13 文化十年正月付刀御免につき「御内嘆キ御用所江差出扣へ」
- 14（文化十年）二月付新左衛門「覚」。13と同内容。
- 15（文化十年）十二月付新左衛門養子源蔵違変願書扣
- 16 文化十一年正月付源蔵養子違変につき源蔵本人よりの願書扣
- 17 文化十一年三月付源蔵養子違変につき奉行人連署達し文。9の源次郎は源蔵（新左衛門）の最初の養子、その次が源蔵でこれも文化十一年に離縁となったもの。同年六月にさらに小源太が入籍して新左衛門後嗣となった。98はその時の願書扣。
- 18（文化十二年）六月付毛利治親二十五回忌御作善能の翁に、笛後見を養子小源太に仰せ付けられたき旨願書覚
- 19（文化十二年）十月付新左衛門「旅行御暇願書控」。47を参照。
- 20（文化十三年）二月十九日付新左衛門出国手形。47を参照。
- 21「文政三年辰ノ六月勤功書差出候様御沙汰有之支配所江出シ候扣へ」。天明四年以来一貫してきた両刀御免その他の願書扣。
- 22（文政五年一月頃）小源太の翁笛役初出勤準備のため借銀願書覚
- 23（文政五年）三月付新左衛門・小源太父子宛褒賞金折紙
- 24 文政六年六月二十四日付瀬川権助宛新左衛門「免印可」扣。五4（f）に対応する相伝状の扣。瀬川は吉川家笛役者。↓951
- 25「文政七年申ノ六月扣へ上之下」。勤功の趣僉議に先立つ願書。
- 26「文政七年申ノ六月扣へ」。25の下書き。末部に墨滅あり。
- 27「文政七年申ノ六月扣へ」。「私儀拾貳歳之比安永六年酉ノ春」で始まる。25・26が「演説覚」とあるのに対し「覚」とあるのみ。
- 28（文政八年）三月十五日付新左衛門宛河村十兵衛・中村忠右衛門連署宝蔵改めにつき玄笛返納の下文。五3（e）に先立つ文書。
- 29 文政八年酉ノ七月新左衛門覚「笛之事」
- 30 文政八年七月付破損の笛袋等修補につき「御宝蔵へ出ス扣へ」
- 31「文政八年酉ノ年御宝蔵頭人河内半兵衛より御預ケ之笛由緒委細聞届置度之段ニ付此分差出置候扣へ」
- 32 年月日不明「袋之小口破れ」云々とある書付断片
- 33 文政九年三月付「小源太江皆伝届ケ」
- 34（文政九年）四月付、小源太皆伝のこと「御奥江差出候ひかへ」
端書には「十二月廿七日」とある。
- 35（文政十年）正月付新左衛門両刀御免願に關する勤功書覚。
- 36（文政十年）正月付新左衛門両刀御免願に關する勤功書覚。
- 25・26・27に続く一連の願書の扣で内容もほぼ同じ。
37（文政十一年）十一月付由良家の家筋の明和前後の変遷に關する「演説」扣。38・39の願書と一連のものであろう。
- 38（文政十一年）十一月付新左衛門「覚」
- 39（文政十一年）十一月付新左衛門「覚」

- 右両通ほぼ同文で、26等に続く願書。家格を明和年中迄のごとく、「一家別格之御仕成シ」に仰せ付けられたしとの願書扣。文末の「已上」を38は行の末に、39は改行して行頭に記す。
- 40(天保六年頃)十月付家格に関する願書覚。「私義壯年之比より」で始まる。天明五年三月一代限り刀御免以来の請願ですでに七十歳近くなる由。41が「既ニ老年七拾歳」といい、それ以前か。
- 41(天保六年)十月付「私幼年拾壹歳之比」で始まる願書覚
- 42(天保九年五月)笛吹由良新左衛門宛勤功書僉議許可通知↓92
- 43十月付口羽主水・相杜九郎兵衛宛新左衛門書状扣(享和頃か。首部を欠く)。
- 44十月十八日付平佐嘉介宛新左衛門書状扣(文政五六年頃か)
- 45二月十五日付長安権左衛門宛新左衛門駕籠乗用届扣
- 46二月付三増九郎右衛門宛「道中駕籠乗届出候扣へ」
- 47卯ノ十二月付新左衛門宛彦左衛門「覚」
- 48年月不記両刀永代御免に関する請願・建白書覚(新左衛門筆か)
- 49年月筆者不明寺社組仲間扶持米十分一積立て元利計算書
- 50年次不明番組断片。五番の曲名下に平佐・瀬川等笛役を記す。
- 51「岩国瀬川方江免状扣へ 式通」とある紙片。九24参照。
- 【新左衛門・小源太宛私信三十七点(52~88)。大半が岩国役者。】
- 52七月十三日付源蔵(玄貞)宛毛利藩鼓打笹村市郎左衛門書状。
- 53正月七日付新左衛門宛平佐嘉介季籌賀状「新年之御吉慶不」
- 54正月七日付新左衛門宛嘉介賀状「一筆啓上仕候新春之」
- 55正月九日付新左衛門宛嘉介賀状
- 56三月十六日付新左衛門宛嘉介書状。瀬川権助の指南を依頼。
- 57五月十三日付新左衛門宛嘉介書状。萩出張中対面ならざる挨拶。
- 58六月十五日付新左衛門宛嘉介暑中見舞状
- 59六月十六日付新左衛門宛嘉介暑中見舞状
- 60六月廿八日付新左衛門宛嘉介書状。岩国椎尾八幡神幸祭招待。
- 61十二月十五日付新左衛門宛嘉介書状。平佐邸へ来駕の礼状。
- 62十二月同日付宛先不記嘉介書状。61の追信か。多葉粉拝受の礼。
- 63正月十五日付新左衛門・小源太宛嘉介賀状
- 64三月十五日付新左衛門・小源太宛嘉介指導依頼状。970と関連。
- 65四月八日付新左衛門・小源太宛嘉介書状。瀬川権助弔問返礼。
- 66四月十七日付新左衛門・小源太宛嘉介書状。権助再度伝授依頼。
- 67十月八日付新左衛門・小源治宛嘉介書状。大病快気後の挨拶。
- 68十一月廿八日付新左衛門・小源治宛嘉介紹介状。伊藤源蔵↓80。
- 69十二月四日付小源太宛嘉介書状。権助滞留・指南の礼。
- 70三月九日付新左衛門宛瀬川権助恵成書状。再度伝授の依頼。
- 71四月十五日付新左衛門・小源太宛恵成書状。小瀬茶進上のこと。
- 72四月廿一日付新左衛門宛恵成書状。956と対応。入門挨拶状。
- 73七月廿日付新左衛門・小源太宛恵成礼状。無事岩国着を報告。
- 74九月十五日付先生宛恵成書状。新左衛門に約束の布購入の件。
- 75十月三日付新左衛門・小源太宛恵成書状。茶二袋進上の由。
- 76十月三日付先生宛恵成書状。内藤氏(新左衛門母か)弔問。
- 77十月十六日付新左衛門・小源太宛恵成書状。懸物下地送付の由。
- 78十一月二日付由良先生宛恵成書状。滞留中の指南への礼状。
- 79「同日」付先生宛恵成所屬不明追信。広島笛役利三郎の評判。
- 80十一月十二日付新左衛門宛伊藤源蔵指南依頼状。伊藤は平佐嘉

紹介の宮嶋狂言役者。九68と関連。

81 三月二日付新左衛門宛平佐由蔵致義書状。父嘉介前年末に死去の報と芸跡を権助嫡子八百助が相承せしこと。

82 (天保十年)三月五日付小源太宛致義書状。新左衛門病没弔問。

83 宛先・発信不記書状。小源太宛か。八百助入門許可への礼状。

84 十月十三日付小源太宛岩国役者森脇九兵衛書状。八百助の件。

85 三月十五日付小源太宛瀬川八日助成美書状。滞留中指南の礼状。

86 五月十九日付先生宛成美書状。毛利藩稽古能番組等送付依頼。

87 十二月十一日付小源太宛成美礼状。岩国も能より剣術流行の由。

88 「同日」付宛先不記八百助所屬不明追信。嘉介死去の事等。

【小源太・武之進・豊熊三代書付その他十三点(89~101)】

89 「文化十一年^{甲戌}ノ六月廿二日小源太^{賀養子願書}扣へ^{親類之分}」

90 文政四年六月十五日付小源太貞俊被相伝文。前欠。末に「右前

書之通父玄貞より伝受仕候者也ノ文政四年巳ノ六月十五日小源太

貞俊(花押)」。二の卷子本伝書の小源太への相伝が同日。

91 年月不記小源太宛借銀根帳付裁可の折紙。父新左衛門が生前に

出願し受理された借付銀の一部を下行。天保九年以後の内容。

92 (天保十二年)二月付小源太「覚」。九42で裁可されたはずの由良

家資格に関する御僉議遂行を促す願書の扣。

93 二月付小源太「覚」。武之進氷上山御能初出勤につき支度銀借用

願の扣。武之進十二歳(天保十二年)頃の内容であろう。

94 四月付武之進「覚」。同族善左衛門父子の借金保証人となるも、

返済方につき、貸借双方の折合つかず、調停を依頼。子の年か。

95 安政二年六月廿一日付武之進宛松浦源五郎書状

96 「文久三年^亥ノ四月廿八日被仰付之扣へ」。役者中両刀御免の由。

97 年次不明五月十三日付新兵衛(武之進)宛宝蔵方玄笛返納下知状

98 年次不明三月廿八日付新兵衛嫡子豊熊宛歩兵塾教授方下知状

99 知恩院一品法親王詠草書付。三枚。

100 正八幡宮守り札。或は九60と関連する椎尾八幡のものか。不明。

101 年次不明由良宛西久兵衛書状。「此中ハ獅子の儀ニ付而ノ種々

御理リ申入候処ニ先以御納得之段忝候ノ左様ニ候ヘハ以来又

我等ヘノけいこ仕度と申仕候共ノ三十番神も御照覧候ヘノ日本

国中之大小之神ノ祇の御はちりようじニ相伝申間敷候自然又

ノ無余儀人の執心有度ノなと申候ハ右之分ニ書ノ物を仕ら

せ候て相伝可ノ申候者也ノ六月五日 西久兵衛氏如(花押)ノ由

良殿参」。西久兵衛は伝不明の人物。本状の年代も不明。